

令和5年3月24日

保護者の皆様

浜田市教育委員会

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

保護者の皆様には、平素から本市の教育活動にご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、国からマスク着用の考え方の見直し等について通知がありました。つきましては、国の通知に基づき、浜田市内の小中学校の対応を下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 基本的な考え方

- ・児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
 - ※ 登下校などのスクールバス乗車時についても、マスクの着用を求めないことを基本とします。
 - ※ 校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、着用にご協力をお願いします。
 - ※ 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促す場合があります。
- ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないように配慮します。
- ・児童生徒の間でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- ・咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導を行います。

(次ページへ)

(2) 入学式の対応

- ・入学式においても、児童生徒及び教職員については、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・保護者や来賓のマスク着用については、個人の判断を基本とします。

2 その他

(1) マスクの着用の有無による差別・偏見等がないように、各家庭におかれましても、お子様と十分に話をさせていただきますようお願いいたします。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次の取組について、引き続きご協力をお願いいたします。

- ・毎朝の検温や体調確認をお願いいたします。
- ・発熱や咽頭痛、咳など、普段と異なる症状がある場合は、登校を控え、かかりつけ医などの医療機関を受診してください。

※ 感染が確認された場合や濃厚接触者に特定された場合などと同様に、「出席停止」とします。

※ 児童生徒やそのご家族の健康・感染に不安があり、保護者の判断で登校しない場合にも、欠席扱いではなく「出席停止」等とする場合がありますので、各学校にご相談ください。

【問い合わせ先】

浜田市教育委員会学校教育課 担当：上野

電話 0855-25-9710

Mail gakkou@city.hamada.lg.jp